協働環境委員会　所管事務調査資料
（その１）

令和５年５月

市民協働部

人権・同和政策課　（Ｐ３）
男女共同参画推進課　（Ｐ５）
まちづくり推進課　（Ｐ８）
市民活動支援課　（Ｐ12）
地域公共交通対策課　（Ｐ14）
スポーツ振興課　（Ｐ15）
健幸保健課　（Ｐ20）
感染症対策室　（Ｐ23）

所管事務の概要（人権・同和政策課）

１　人権・同和政策課の組織（21 名）

人権・同和政策課長１名 ── 課長補佐１名 ┬ 人権・同和対策係 15 名
（人権・同和啓発担当主査兼務）　　（会計年度任用職員 11 名、
　　再任用職員１名含む）
　　└ 人権・同和啓発担４名
　　（再任用職員１名含む）

２　所管事務事業の概要

人権・同和対策係

（１）人権政策の総合企画調整及び調査に関すること。
（２）人権・部落差別解消対策に関すること。
（３）関係団体との連絡調整に関すること。
（４）人権啓発に関すること。
（５）人権啓発センターに関すること。
（６）伊岐須会館に関すること。
（７）集会所等に関すること。
（８）人権擁護委員に関すること。
（９）人権相談事業に関すること。
（１０）課の庶務に関すること。

人権・同和啓発担当

（１） 人権啓発等の企画立案に関すること。
（２）人権啓発等の推進に関すること。
（３）人権啓発等の指導助言に関すること。
（４）人権啓発等の相談に関すること。
（５）人権啓発等の資料の収集・調査研究及び広報に関すること。
（６）解放子ども会、人権学級に関すること。
（７）人権啓発関係団体との連絡調整に関すること。
（８）学校人権教育との連絡調整に関すること。
（９）その他、人権啓発等に関すること。

３　所管事務事業の詳細

人権・同和対策係

（１）人権・部落差別解消対策に関すること

同和対策審議会答申に基づく特別対策による取り組みにより、生活環境改善が図られた集会所・納骨堂について、老朽化等による修繕等の地域改善事業を行っている。

（２）関係団体との連絡調整に関すること

人権問題に係る部落差別解消推進団体との連絡調整、補完事務に対する補助金交付を行っている。

（３）人権啓発センターに関すること

福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる人権啓発センター3 館の管理・運営及びデイサービス事業、相談事業等隣保館事業を行っている。

（４）集会所等に関すること

旧産炭地で、不良住宅の密集混雑の状況からみて環境改善等に施策を講じる必要があると認められる地区の整備事業を活用して建設された集会所について、現在は風水害等の避難場所として利用されることもあるため、修繕等の管理を行っている。

（５）人権擁護委員に関すること

適切な人材を登用するため情報の収集に努め、人権擁護委員の推薦を行っている。

人権・同和啓発担当

（１）人権啓発等の企画立案に関すること

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に基づき、人権教育及び人権問題の啓発事業を推進している。

（２）人権啓発等の推進に関すること

同和問題啓発強調月間事業（街頭啓発、講演会）などの人権問題講演会や研修会を実施し、市民の人権意識の高揚を図っている。

（３）人権啓発等の相談に関すること

地域や企業等が開催する人権啓発等について、内容の相談を行っている。

（４）人権啓発等の資料の収集・調査研究及び広報に関すること

定期的な広報として、市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現を目指し、人権問題に関する市報への掲載や人権いいづか特集号の発行、市内の各施設に啓発パネルの掲示等を行っている。

（５）解放子ども会、人権学級に関すること

解放子ども会は人権学習活動・体験学習活動を通して、少年期における人権啓発の推進を図っている。

人権学級は、人権教育推進を図るため、さまざまな人権問題の学習機会を提供している。

４　所管施設の概要（令和５年４月１日現在）　　面積単位：㎡

施設名	建設年	延床面積	管理状況
立岩人権啓発センター	1982	931	直営
穂波人権啓発センター	1975	628	直営
筑穂人権啓発センター	1974	553	直営
集会所等（40ヵ所）	－	－	地元管理
納骨堂（30ヵ所）	－	－	地元管理

所管事務の概要（男女共同参画推進課）

1　男女共同参画推進課の組織（5名）

男女共同参画推進課長1名 ┬ 企画担当　　1名
　　└ 事業係　　3名
　　（会計年度任用職員2名含む）

2　所管事務事業の概要

企画担当

（1）男女共同参画推進条例に関すること
（2）男女共同参画プランに関すること
（3）男女共同参画推進体制に関すること
（4）男女共同参画オンブズパーソンに関すること
（5）女性活躍推進事業の実施に関すること
（6）女性人材バンクに関すること

事業係

（1）男女共同参画に関する情報収集及び広報に関すること
（2）飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関すること
（3）男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施に関すること
（4）関係団体との交流、支援に関すること
（5）相談業務及びDV等支援に関すること

3　所管事務事業の詳細

企画担当

（1）男女共同参画推進条例に関すること

男女共同参画推進に関し、基本理念、市の施策の基本となる事項等を定めた条例に基づき、市、市民及び事業者等が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指す。

（2）飯塚市男女共同参画プランに関すること

男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和4年3月に「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」を策定。

後期プランは、令和4年度を初年度とし令和8年度を目標年度とする5か年の後期計画であり、各施策について、男女共同参画推進委員会において進捗状況の進行管理を行う。

第3次飯塚市男女共同参画プランは令和8年度策定予定である。

（3）男女共同参画推進体制に関すること

①飯塚市男女共同参画推進委員会

学識経験者、社会活動団体、公募による委員等で構成する市長の附属機関

②飯塚市男女共同参画推進本部会議

市長、副市長、教育長、企業管理者、部長職の職員、及び女性の管理職のうち本部長が指名する者で構成する庁内推進体制

③飯塚市男女共同参画推進協議会

関係課長及び女性役付き職員等で構成する庁内推進体制

④飯塚市男女共同参画推進員

本庁及び支所の各課1名の職員で構成する庁内推進体制

（4）男女共同参画オンブズパーソンに関すること

男女共同参画社会づくりの視点で、市の施策に対する市民等からの苦情の申し出や、性別に基づく人権侵害を受けた方からの救済の申し出を男女共同参画の立場で処理する苦情処理機関との調整を行う。

（5）女性活躍推進事業（イクボス・女性活躍推進事業）の実施に関すること

第2次飯塚市男女共同参画プランでは、基本目標2に「あらゆる分野における女性の活躍推進」を掲げ、家庭、地域、職場で様々な取組を実施。

取組の一つとして、令和5年度は「イクボス・女性活躍推進事業」を実施している。

○内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し、民間委託にて事業を実施。

○中小企業診断士等の有資格者を事業者へ派遣、市内事業者向けに働き方改革に関する研修実施。

○市内の女性取締役、女性起業家、女性従業員のネットワーク形成の場となる交流会等の開催。

（6）女性人材バンクに関すること

市の審議会の委員となっていただける女性を、「女性人材バンク」にご登録いただく制度。令和5年3月末現在の登録者数は40名。

事業係

（1）男女共同参画に関する情報収集及び広報に関すること

定例的な広報として、男女共同参画推進に関する特集及びサンクス通信等を市報へ掲載するとともに、男女共同参画推進センター情報誌サンクスの発行を行う。

（2）飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関すること

男女共同参画推進センターは、男女共同参画社会の実現を目指し市民等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点施設として位置づけされている。

〔男女共同参画推進センター施設〕

学習交流室、技能向上室、軽運動室、幼児室、相談室

準備室、サンクスホール

（3）男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施に関すること

○講座、パネルの掲示等啓発事業の実施

○相談事業の実施

法律相談、一般相談、職場の悩み相談、就業支援相談、DV等相談

○関係機関等との共催事業の実施

（4）関係団体との交流、支援に関すること

男女共同参画社会の実現を目指して地域で活動する団体等へ使用料の減免、情報・資料等の提供等、支援を行う。

○男女共同参画推進センターの登録団体等への支援

○飯塚市男女共同参画推進事業補助金の交付

（５）相談業務及びDV等支援に関すること

○DV等被害者の支援に関すること

○DV対策庁内連携会議に関すること

○住民基本台帳事務における支援措置者の面談の実施

４　所管施設の概要（令和５年４月１日現在）　　面積単位：㎡

施設名	建設年	延床面積	管理状況
飯塚市男女共同参画推進センター（サンクス）	1996	653	直営

所管事務の概要（まちづくり推進課）

１　まちづくり推進課の組織

- まちづくり推進課長１名　総勢７４名
  - 課長補佐１名
    - 自治会支援係（係長１名、職員１名、会計年度任用職員３名、）
    - まちづくり協議会支援係（係長１名、職員１名、会計年度任用職員１名）
    - 二瀬交流センター係（係長１名、会計年度任用職員５名）
    - 幸袋交流センター係（係長１名、会計年度任用職員４名）
    - 鎮西交流センター係（係長１名、会計年度任用職員４名）
    - 菰田交流センター係（係長１名、会計年度任用職員３名）
    - 立岩交流センター係（係長１名、会計年度任用職員４名）
    - 飯塚東交流センター係（係長１名、再任用職員１名、会計年度任用職員３名）
    - 飯塚片島交流センター係（係長１名、会計年度任用職員４名）
    - 鯰田交流センター係（係長１名、再任用職員１名、会計年度任用職員３名）
  - 穂波交流センター長（課長補佐）　１名
    - 穂波交流センター係（係長１名、会計年度任用職員４名）
  - 筑穂交流センター長（課長補佐）　１名
    - 筑穂交流センター係（係長１名、会計年度任用職員３名）
  - 庄内交流センター長（再任用職員）１名
    - 庄内交流センター係（係長１名、再任用職員１名、会計年度任用職員２名）
  - 頴田交流センター長（再任用職員）１名
    - 頴田交流センター係（係長１名、職員１名、会計年度任用職員３名）
  - 指定管理・法人化推進担当　課長補佐２名

2　所管事務事業の概要

自治会支援係

（1）自治会の支援及び連絡調整に関すること。
（2）住民自治振興及び自治会活動に関すること。
（3）地縁による団体の許可に関すること。
（4）課の庶務に関すること。

まちづくり協議会支援係

（1） まちづくり協議会の支援及び連絡調整に関すること。
（2） 交流センター（二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚片島、鯰田、穂波、筑穂、庄内、頴田交流センター）を統括し、事務事業の連絡調整を行うこと。
（3）交流センターの運営に関すること。
（4）交流センター運営審議会に関すること。
（5）旧児童センター施設及び旧学校施設の管理及び運営に関すること。
（6）交流センターの管理・維持修繕改修に関すること。

交流センター係共通事項

（1） 交流センターの管理運営に関すること。
（2） 交流センター運営審議会に関すること。
（3）交流センターの指定統計及び資料に関すること。
（4）コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。
（5）コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。
（6）住民自治振興及び自治会活動に関すること。
（7）市民活動の推進に関すること。
（8）地縁による団体の許可に関すること。
（9）学校施設等の目的外使用に係る事務に関すること。

鎮西交流センター係

（1）旧児童センター施設及び旧学校施設の運営に関すること。

穂波交流センター係

（1）穂波支所管内の青少年健全育成に関すること。

筑穂交流センター係

（1）筑穂支所管内の青少年健全育成に関すること。
（2）筑穂ふれあい交流センターの管理運営に関すること。

庄内交流センター係

（1） 庄内支所管内の青少年健全育成に関すること。

頴田交流センター係

（1）頴田支所管内の青少年健全育成に関すること。

指定管理・法人化推進担当

（1）まちづくり協議会の指定管理・法人化の推進に関すること。

３　所管事務事業の詳細

自治会支援係

（１）　自治会の支援及び連絡調整に関すること。

自治会長及び自治会連合会長等に対し、各地区自治会の活動支援や連絡調整を行っている。

（２）住民自治振興及び自治会活動に関すること。

住民自治振興のため、各地区自治会の活動支援、自治会加入促進及び自治会長会、自治会連合会の業務、また、市の行政事務の一部委嘱に関する業務等を行っている。

（３）地縁による団体の許可に関すること。

地方自治法第２６０条２及び同施行規則第１８条に基づき、申請された地縁団体（自治会）に対し、法人格を与える認可業務等を行っている。

まちづくり協議会支援係

（１）まちづくり協議会の支援及び連絡調整に関すること。

市内１２地区のまちづくり協議会の活動に対し、各種支援や連絡調整を行っている。

（２）　交流センター（二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚片島、鯰田、穂波、筑穂、庄内、頴田交流センター）を統括し、事務事業の連絡調整を行うこと。

１２地区交流センターを統括し、事務事業の連絡調整を行っている。

（３）交流センターの運営に関すること。

１２地区交流センターの利用申請、許可等事務を統括し、予算執行や契約等の施設管理に関する業務を行っている。

（４）交流センター運営審議会に関すること。

交流センターの円滑な運営を図るため、設置する運営審議会を開催している。

（５）旧児童センター施設及び旧学校施設の管理及び運営に関すること。

旧児童センター施設及び旧学校施設の管理･補修を行っている。

（６）交流センターの管理・維持修繕改修に関すること。

各地区交流センター施設の維持管理・補修を行っている。

交流センター係共通事項

（１）　交流センターの管理運営に関すること。

まちづくり協議会支援係が所管する（３）の事務事業の詳細に同じ。

（２）交流センター運営審議会に関すること。

まちづくり協議会支援係が所管する（４）の事務事業の詳細に同じ。

（３）交流センターの指定統計及び資料に関すること。

交流センターの利用状況に関する利用者統計等の資料作成を行っている。

（４）コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。

市民活動団体または、地域活動団体等と連携した事業の企画及び実施に向けた調整を行っている。

（５）コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。

市民活動団体または、地域活動団体等と連携した活動に対して支援や連絡調整を行っている。

（６）住民自治振興及び自治会活動に関すること。

自治会支援係が所管する（１）の事務事業の詳細に同じ。

（７）市民活動の推進に関すること。

市民等の主体的な活動を支援するとともに、他団体や地域活動団体等との連携や交流の推進を行っている。

（８）地縁による団体の許可に関すること。

自治会支援係が所管する（３）の事務事業の詳細に同じ。

（９）学校施設等の目的外使用に係る事務に関すること。
交流センターに隣接する学校施設等に関する使用申請、許可等に関する業務を行っている。

鎮西交流センター係
（１）旧児童センター施設及び旧学校施設の運営に関すること。
旧児童センター施設及び旧学校施設利用に関する受付等を行っている。

穂波交流センター係
（１）穂波支所管内の青少年健全育成に関すること。
青少年健全育成活動に対し、事務支援を行っている。

筑穂交流センター係
（１）筑穂支所管内の青少年健全育成に関すること。
青少年健全育成活動に対し、事務支援を行っている。
（２）筑穂ふれあい交流センターの管理運営に関すること。
筑穂庁舎に設置している筑穂ふれあい交流センターの利活用促進及び管理運営を行っている。

庄内交流センター係
（１）庄内支所管内の青少年健全育成に関すること。
青少年健全育成活動に対し、事務支援をおこなっている。

頴田交流センター係
（１）頴田支所管内の青少年健全育成に関すること。
青少年健全育成活動に対し、事務支援を行っている。

指定管理・法人化推進担当
（１）まちづくり協議会の指定管理・法人化の推進に関すること。
交流センターをより一層、地域コミュニティ活動の拠点施設として発展させるために、まちづくり協議会の充実による法人化を推進し、交流センターの指定管理導入に向けた取り組みを進めている。

４　所管施設の概要（令和５年４月１日現在）

面積単位：㎡

施設名	建設年	延床面積	管理状況	施設名	建設年	延床面積	管理状況
飯塚市二瀬交流センター	R4	1,259	直営	飯塚市穂波交流センター	S53	1,795	直営
飯塚市幸袋交流センター	R5	980.97	直営	飯塚市筑穂交流センター	S55	2,304	直営
飯塚市鎮西交流センター	H29	1,236	直営	飯塚市庄内交流センター(ハーモニー)	H11	1,574	直営
飯塚市菰田交流センター	S48	842	直営	(旧)飯塚市庄内交流センター	S60	2,218	直営
飯塚市立岩交流センター	R元	1,137	直営	飯塚市庄内交流センター別館(旧生涯学習交流館)	H16	553	直営
飯塚市飯塚東交流センター	S49	854	直営	飯塚市頴田交流センター	H25	937	直営
飯塚市飯塚片島交流センター	S57	934	直営	飯塚市頴田交流センター別館(旧サンシャインかいた)	H8	996	直営
飯塚市鯰田交流センター	R3	936	直営	飯塚市筑穂ふれあい交流センター	H31(改修年)	908	直営

所管事務の概要（市民活動支援課）

１　市民活動支援課の組織（10 名）

市民活動支援課長　１名
（消費生活センター長兼務）

- 市民活動係　２名
  本庁：係長 １名　担当１名
- 市民交流プラザ　３名
  （会計年度任用職員 ３名）
- 消費生活センター　４名
  （再任用１名
  会計年度任用職員３名）

２　所管事務事業の概要

市民活動係

（１）コミュニティ施策の企画・調整及び実施に関すること
（２）コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること
（３）飯塚市協働のまちづくり推進条例に関すること
（４）協働のまちづくり応援補助金に関すること
（５）市民交流プラザの管理運営に関すること
（６）NPO・ボランティア活動の支援に関すること
（７）市民交流の推進に関すること
（８）市民相談（他課の所管に関するものを除く。）法律相談・行政相談に関すること
（９）消費生活に関すること
（10）消費生活センターの管理運営に関すること
（11）計量器に関すること
（12）行政相談委員に関すること
（13）くらしの便利帳に関すること

３　所管事務事業の詳細

市民活動係

（１）コミュニティ施策の企画・調整及び実施に関すること

協働のまちづくり推進のために、市民等及び活動団体、NPO などの市民活動団体または、地域活動団体等と連携した事業の企画及び実施に向けた調整を行っている。

（２）コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること

市民等及び活動団体、NPO などの市民活動団体または、地域活動団体等と連携した活動に対して支援や連絡調整を行っている。

（３）飯塚市協働のまちづくり推進条例に関すること

市民･NPO 等の活動団体及び市の役割や支援等について必要な事項を定めた「飯塚市協働のまちづくり推進条例」に基づき、市民活動団体及び地域活動団体等と連携を図り、協働のまちづくりの推進を行っている。

（４）協働のまちづくり応援補助金に関すること

市民活動団体及び地域活動団体等が実施する協働のまちづくり推進を目的とした活動や事業等に対して、支援のための補助金を交付している。

（5）市民交流プラザの管理運営に関すること

市民交流プラザを設置し、市民等及び活動団体、NPO などの市民活動団体等に向けた、啓発や情報提供、活動支援、地域活動団体等と連携した事業の推進を行っている。

（6）NPO・ボランティア活動の支援に関すること

市民等及び活動団体、NPO などの市民活動団体等が持つ特性や専門性を活かし、活動性を高めるための支援を行っている。

（7）市民交流の推進に関すること

市民等の主体的な活動を支援するとともに、他団体や地域活動団体等との連携や交流の推進を行っている。

（8）市民相談・法律相談・行政相談に関すること

相続、遺言、交通事故、その他法律上の問題を無料で弁護士に相談できる「無料法律相談」、官公庁署への許認可申請手続などを行政書士に相談できる「くらしの手続き無料相談」、行政への苦情、意見・要望などを行政相談委員に相談する「行政相談」事業を実施しており、また市民に情報提供等を行い、個別問題の解決に対して支援を行っている。

（9）消費生活に関すること

消費生活に関する情報発信を通じて、市民への啓発活動を行っている。

(10) 消費生活センターの管理運営に関すること

飯塚市消費生活センターを設置し、市民の消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談を受け付け、トラブルの防止を図るとともに、解決に向けた助言や情報提供などを行っている（嘉麻市、桂川町との共同事業)。

(11) 計量器に関すること

一般社団法人福岡県計量協会と連携・協力し、商店や病院等に設置されている計量器を対象とした「特定計量器定期検査」を実施している（検査は 2 年に 1 回、本年度実施予定)。

(12) 行政相談委員に関すること

総務大臣が委嘱した 5 名の行政相談委員が、行政に関する相談を受け相談者への助言や関係行政機関に改善の申入れなどを行っている。

(13) くらしの便利帳に関すること

市民の暮らしに役立つ地域情報や行政情報等をまとめた「飯塚市くらしの便利帳」を 2 年に 1 回発刊している（本年度発刊予定)。

4　所管施設の概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）

面積単位：㎡

施設名	建設年	延床面積	管理状況
飯塚市市民交流プラザ	2003	467	直営

※飯塚市消費生活センターは、2018 年 4 月に飯塚市市民交流プラザ内に移転

所管事務の概要（地域公共交通対策課）

1　地域公共交通対策課の組織

地域公共交通対策課　課長１名
- 企画係　２名（係長１名、職員１名）
- 事業係　４名（係長１名、職員１名、会計年度２名）

2　所管事務事業の概要

（１）企画係

①コミュニティ交通に関すること（運行計画作成等）。

②民間公共交通機関の維持確保等に関すること。

③地域公共交通計画に関すること

（２）事業係

①コミュニティ交通に関すること（運行管理、経理事務等）。

②JR 九州との連絡調整に関すること。

③地域公共交通協議会及び地域公共交通会議に関すること。

3　所管事務事業の詳細

（１）コミュニティ交通に関すること

交通不便地域の移動支援等を目的とした公共交通事業を運営しており、民間路線バスの運行確保・維持を支援し、民間と行政が適切に役割分担することで、市全体の公共交通事業を維持していく。現在の運行は再編した新交通体系によるもの（現運行年度：R4～6 年度）。

①コミュニティバス：自治体間や地区間を運行する定時定路線型交通機関。本市単独１路線（筑穂・高田線）、宮若市共同１路線（宮若・飯塚線）を運行。

②予約乗合タクシー：地区内を運行するデマンド型交通機関。9 地区を運行（立岩、飯塚・片島及び菰田地区を除く）。

③路線ワゴン：特定の時間帯及び区間において、予約乗合タクシーの車両を使用して運行する定時定路線型交通機関。3 地区を運行（頴田、幸袋及び鎮西地区）。

④エリアワゴン：地区内を運行する定時定路線型交通機関。10 地区を運行（立岩及び飯塚・片島地区を除く）。

（２）民間公共交通機関の維持確保等に関すること

本市に係る移動手段を確保するため、次の５路線に対する赤字補填や利用促進活動等を行い、民間バス路線等を確保・維持する。

○本市運行：小竹・天道線、飯塚市内線

○広域運行：上山田線（本市、嘉麻市）、飯塚～大隈線（本市、嘉麻市）、碓井線（本市、嘉麻市、桂川町）

（３）地域公共交通計画に関すること

活性化再生法(※)等に基づき、令和４年度に策定した「飯塚市地域公共交通計画（計画年度：R5～9 年度）」に関すること。

◇基本理念：連携と協働による、暮らしを支える持続可能な公共交通体系の構築

○基本方針１：活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築

○基本方針２：民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築

○基本方針３：未来につなぐ、持続可能な公共交通事業

（４）JR 九州との連絡調整に関すること

市内３路線（篠栗線、筑豊本線、後藤寺線）の確保・維持及び利便性向上等に係る連絡調整を行っている。

（５）地域公共交通協議会及び地域公共交通会議に関すること

活性化再生法等に基づき、コミュニティ交通に関する運行計画及び事業運営、並びに民間公共交通機関の確保・維持に関する事項等について協議、調整を行っている。

(※)「活性化再生法」：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

所管事務の概要（スポーツ振興課）

1　スポーツ振興課の組織（9名）

スポーツ振興課長　1名 ―― 課長補佐　1名 ―― スポーツ振興係　（課長補佐_係長兼務　1名）　担当　2名

└ スポーツ施設係　係長1名　担当4名

（うち会計年度任用職員　2名）

2　所管事務事業の概要

スポーツ振興係

（1）　体育・スポーツ事業に関する総合的な計画、指導及び実施に関すること。
（2）　スポーツ協会等社会体育団体の指導育成に関すること
（3）　各種スポーツ教室、講習会並びに競技大会に関すること。
（4）　スポーツツーリズムに関すること。
（5）　スポーツ推進委員に関すること。
（6）　生涯スポーツ及びレクリエーション運動に関すること。
（7）　地域スポーツ活動に関すること。
（8）　学校体育との連絡調整に関すること。
（9）　サンビレッジ茜及びいいづかスポーツリゾートの事業に関すること。
（10）　課の庶務に関すること。

スポーツ施設係

（1）　体育施設の設置、廃止及び変更に関すること。
（2）　体育施設の維持管理及び運営に関すること。
（3）　都市公園体育施設の維持管理及び運営に関すること。
（4）　体育施設の再編整備に関すること。
（5）　サンビレッジ茜及びいいづかスポーツリゾートの維持管理に関すること。

3　所管事務事業の詳細

スポーツ振興係

（1）　体育・スポーツ事業に関する総合的な計画、指導及び実施に関すること。

スポーツに関する総合計画として、福岡県が平成30年12月に「福岡県スポーツ推進計画」を策定している。

飯塚市においてもスポーツに係る総合計画を策定する必要がある。

（2）　スポーツ協会等社会体育団体の指導育成に関すること。

①一般社団法人飯塚市スポーツ協会

スポーツ活動を通じ市民の健康、体力の増進及び相互の親睦、運動技術の向上を図り、併せて本市のスポーツ振興に努めている。

飯塚市体育協会が平成31年4月1日に一般社団法人飯塚市スポーツ協会へ移行した。

（3）　各種スポーツ教室、講習会並びに競技大会に関すること。

①飯塚国際車いすテニス大会　　毎年4月（令和2、3、4年度は中止）

②県民体育大会　　毎年9月

③スポーツフェスタ　　10月　スポーツの日（令和5年度からの新規事業）

④その他各スポーツ大会（スポーツ協会委託事業）

（4）　スポーツツーリズムに関すること。

スポーツと観光を組み合わせた取り組みである「スポーツツーリズム」を推進するため、飯塚総合体育館、いいづかスポーツリゾート及びサンビレッジ茜を活用した「スポーツ大会・合宿の誘致」、「スポーツイベント」等を行うことで、交流人口増加による経済効果やスポーツ人口の拡大による健康づくりにつなげ、スポーツによる持続的な街づくり・地域活性化を推進していく。

（5）　スポーツ推進委員に関すること。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2講の規定に基づき、飯塚市スポーツ推進委員規則が制定された。

市民のスポーツ推進に寄与することを目的とし、定数69人以内、任期2年で市長が委嘱するもの。

（6） 生涯スポーツ及びレクリエーション運動に関すること。

スポーツ推進委員と協力し、ニュースポーツ教室、大会及びレクリエーション活動を実施し、市民の健康増進及び地域の連帯感の醸成に努める。

（7） 地域スポーツ活動に関すること。

①総合型地域スポーツクラブ

②スポーツ少年団

上記の活動支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブにおいては新たな団体を作るための取組を進めていく。

（8） 学校体育との連絡調整に関すること。

平成30年にスポーツ庁が学校の部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきとしたことから、部活動が地域、学校、競技種等に応じた多様な形で最適に実施されるよう学校体育との連絡調整を進めていく。

（9） サンビレッジ茜及びいいづかスポーツリゾートの事業に関すること。

①サンビレッジ茜

三郡山中腹の標高400mに位置する人工芝の本格的なゲレンデで、ナイター設備も完備しており、一年中スキーを楽しめる。また、バンガロー等のキャンプ施設も備えており、豊かな自然に囲まれたレジャー施設として親しまれている。

一般財団法人サンビレッジ茜を指定管理者に指定し、指定管理期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっている。

令和4年度に商工観光課からスポーツ振興課に所管が変更となった。

②いいづかスポーツリゾート

平成30年6月に「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画（改訂版）」を策定し、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：管理・運営）方式による民間活力を導入している。平成31年3月着工し、令和2年3月に竣工した。

(株)ソニック・スポーツを指定管理者に指定し、指定管理期間は令和22年3月31日までの20年間となっている。

令和4年度に商工観光課からスポーツ振興課に所管が変更となった。

スポーツ施設係

（1） 体育施設の設置、廃止及び変更に関すること。

令和5年4月15日に飯塚市総合体育館が設置され、飯塚第一体育館及び第二体育館を令和5年4月30日をもって廃止する。

（2） 体育施設の維持管理及び運営に関すること。

所管施設の概要

施設名	建設年	延床面積(㎡)	管理状況	施設名	建設年	延床面積(㎡)	管理状況
飯塚市総合体育館	令和5年	8,895	指定管理	飯塚市筑穂多目的グラウンド	平成10年	17,503	直営
飯塚市穂波体育館	昭和57年	1,577	指定管理	飯塚市頴田グラウンド	昭和48年	14,403	直営
飯塚市穂波B＆G海洋センター	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理	飯塚市庄内グラウンド	昭和50年	18,021	直営
飯塚市筑穂体育館	昭和57年	6,807	直営	飯塚市市民広場（河川敷）	－	10,028	直営
飯塚市庄内体育館	昭和58年	8,130	直営	飯塚市秋松運動広場	平成19年	26,750	直営
飯塚市穂波野球場	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理	飯塚市椿運動広場	平成19年	10,200	直営
飯塚市筑穂野球場	平成10年	78,029	指定管理	市民公園テニスコート	昭和45年	(38,830) 陸上競技場と合算	指定管理
飯塚市頴田野球場	昭和48年	10,521	直営	飯塚市穂波テニスコート	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理
飯塚市庄内野球場	昭和57年	11,592	直営	飯塚市頴田テニスコート	昭和50年	1,844	直営
市民公園運動広場	昭和47年	16,882	指定管理	健康の森公園市民プール	平成15年	22,341	指定管理
健康の森公園多目的広場	平成17年	39,999	指定管理	飯塚市穂波市民プール	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理
飯塚市穂波グラウンド	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理	飯塚市穂波艇庫	昭和58年	23,844	直営
飯塚市穂波東グラウンド	－	22,847	直営	健康の森公園多目的施設	平成21年	1,254	指定管理
飯塚市筑穂グラウンド	昭和57年	10,006	直営				

※ 穂波B&G海洋センター、穂波野球場、穂波グラウンド、穂波テニスコート、穂波市民プールは旧穂波総合運動公園として一体整備

（3） 都市公園体育施設の維持管理及び運営に関すること。

飯塚市都市公園体育施設条例で飯塚市市民公園体育施設及び飯塚市健幸の森公園体育施設が規定されている。

① 飯塚市市民公園体育施設

テニスコート、弓道場、運動広場及び飯塚市総合体育館

②飯塚市健幸の森公園体育施設

健幸の森公園市民プール、健康の森公園多目的広場及び健康の森公園多目的施設

（4） 体育施設の再編整備に関すること。

老朽化施設の整備について検討する。

（5） サンビレッジ茜及びいいづかスポーツリゾートの維持管理に関すること。

①サンビレッジ茜

開設から30年以上経過しており、各所に経年劣化が生じている。安全性の確保が不可欠なリフト、ケーブルカーをはじめ各所で整備が必要な状況であることから、計画的な整備を実施しなければならない。

②いいづかスポーツリゾート

指定管理者である(株)ソニックスポーツから毎年500万円を市に納付してもらうこととなっており、この納付金は、経年劣化による大規模改修時の費用に充てることを目的としたものである。

所管事務の概要（健幸保健課）

1　健幸保健課の組織（29 名）

健幸保健課長 1 名 ── 課長補佐 1 名 ┬─ 成人保健係　10 名
　（再任用職員　1 名）
　（会計年度任用職員　2 名）
├─ 特定健診係　10 名
　（会計年度任用職員　2 名）
└─ 健幸都市係　7 名
　（会計年度任用職員　2 名）

2　所管事務事業の概要

成人保健係

（1）保健衛生意識の啓発普及に関すること
（2）AED の普及啓発に関すること
（3）骨髄等移植ドナー助成に関すること
（4）保健衛生団体に関すること
（5）がん患者への支援に関すること
（6）健康増進意識の啓発普及に関すること
（7）保健、栄養及び運動指導に関すること
（8）健康づくりに関すること
（9）健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく保健事業に関すること
（１０）健康増進団体に関すること
（１１）自殺予防対策に関すること
（１２）飯塚急患センターの管理に関すること
（１３）飯塚市保健センターの管理に関すること
（１４）地域医療の総合的対策に関すること
（１５）救急医療に関すること
（１６）課の庶務に関すること

特定健診係

（1）特定健康診査、特定保健指導等に関すること
（2）保健事業、健康増進事業に関すること
（3）高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に関すること

健幸都市係

（1）運動指導に関すること
（2）運動実践啓発に関すること
（3）健幸都市推進（マスタープラン）関連事業に関すること
（4）まちづくり協議会との連携事業に関すること
（5）健幸プラザの管理運営に関すること

3　所管事務事業の詳細

成人保健係

（1）保健衛生意識の啓発普及に関すること

健康相談、健康診査、健康に関する情報の提供やイベントの開催などの取組みを通じて、市民の保健衛生意識の向上に努める。

（2）AED の普及啓発に関すること

突然死の原因のひとつとされる心臓疾患については、その大部分が心室細動に起因するものであり、心臓を正常な状態に戻す方法として AED による除細動が挙げられる。AED の重要性を普及啓発するとともに、公共施設における AED の設置場所を把握し、公表することで、市民が安心して生活できる環境を構築する。

（3）骨髄等移植ドナー助成に関すること

骨髄等の提供を行うにあたり、特別休業制度が十分に設けられていない事業所が存在するなか、7 日から 10 日程度の通院や入院はドナー側にとって経済的負担となっている。骨髄等移植の促進を図るために、骨髄等の提供を行いやすい環境を整備するもの。

（4）保健衛生団体に関すること

医療機関やフレイルサポーターなどの関係団体と相互協力関係を構築し、医療や衛生に関する情報交換や、生活習慣の改善に向けた啓発活動を推進する。

（5）がん患者への支援に関すること

がんの治療により外見が変化することで、他人とのかかわりを避けたり、外出をしたくなくなったりするなど、日常生活において苦痛を感じている患者に対して、外見的変化に伴う苦痛の軽減を図る。

（6）健康増進意識の啓発普及に関すること

各種教室の開催やイベントの開催を通じて、市民の健康に対する意識を高め、健康な生活習慣を身に着けることを促す。

（7）保健、栄養及び運動指導に関すること

市民が健康的な生活を送るための助言や支援を提供することにより、健康状態の評価や保健指導、運動指導、食生活の改善などのアドバイス等を行う。

（8）健康づくりに関すること

「健康増進計画」をはじめ、「食育推進計画」、「がん対策推進計画」、及び「母子保健計画」を一体的に取りまとめた「飯塚市健康づくり計画」を推進し、関係機関と連携して「健康づくり」に関する講演やイベント、及び職員による健康相談・健康教育を行うもの。

（9）健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく保健事業に関すること

健康の増進を図るため、保健師、看護師、管理栄養士その他の職員が、市民への栄養指導及び保健指導を行うもの。

（１０）健康増進団体に関すること

協力企業や団体と連携し、市民に対し、健康や栄養に関する啓発やがん検診等の受診勧奨を行うもの。

（１１）自殺予防対策に関すること

精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が重なって起きる自殺に対して、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図りながら予防策を講じ、「飯塚市自殺対策計画」に基づいた「生きる支援事業」を市全体で取組むもの。

（１２）飯塚急患センターの管理に関すること

夜間における急病患者に対し応急の診療を行うため、飯塚急患センター条例（平成 18 年飯塚市条例第 156 号）に基づき、飯塚急患センターの運営及び施設管理に関する業務を行う。

（１３）飯塚市保健センターの管理に関すること

地域保健法に基づき、健康相談、保健指導及び健康診査その他保健サービスを一体的に提供できる施設として、飯塚市保健センターの運営及び管理に関する業務を行う。

（１４）地域医療の総合的対策に関すること

地域医療構想調整会議に参画し、地域課題の抽出や施策の実現を進める。

（１５）救急医療に関すること

休日及び夜間における一次救急を担う在宅当番医事業や、二次救急を担う病院群輪番制事業に関する業務、及び地域住民に対する救急医療知識の普及啓発を行う。

（１６）課の庶務に関すること

特定健診係

（1）特定健康診査、特定保健指導等に関すること

高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、特定健康診査等実施計画を策

定し、40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者を対象に健康診査・保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防を図るもの。

※特定健康診査		※特定保健指導	
対象者(人)	17,833	対象者(人)	853
受診者(人)	7,210	終了者(人)	679
受診率(%)	40.8	終了率(%)	79.6

※ 令和3年度法定報告値

（2）保健事業、健康増進事業に関すること

飯塚市保健事業計画（データヘルス計画）を策定し、特定健康診査受診者の重症化予防のための受診勧奨、保健指導を実施。また、健康増進法に基づき 19 歳から 39 歳までを対象に健康診査、保健指導を実施

（3）高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に関すること

高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法等に基づき、高齢者の健康課題を分析してそのニーズを捉え、関係機関が連携して保健事業を展開することにより高齢者の健康づくりに寄与するもの。令和 5 年度から実施

健幸都市係

（1）運動指導に関すること　（2）運動実践啓発に関すること

日常生活での身体活動を増やすことにより市民の健康増進を図り、生活習慣病の予防、更には健康寿命の延伸へとつなげることを目的とする。

運動実践の啓発及び各種運動教室を開催し、より多くの人に健康維持・増進に運動が必要であることを伝え、実践・継続者の増加を目指す。

（3）健幸都市推進（マスタープラン）関連事業に関すること

個々人が健康かつ生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことのできること（健幸）を「まちづくり」の中核に位置づけ、市民誰もが健康で心豊かに暮らすことのできる健幸都市の実現を目指す。

市民の自主的な健康づくりを促進するため、「いいづか健幸ポイント事業」への参加を呼びかけると共に、運動教室、講座及びイベント等の内容充実を図り、開催する。

（4）まちづくり協議会との連携事業に関すること

ウォーキング教室や、運動指導の出前講座などの企画に際し、まちづくり協議会と連携を図り、集客の拡大やイベントの共同開催を行うもの。

（5）健幸プラザの管理運営に関すること

市民の交流と健康増進・維持を促進することを目的とした健幸づくりの拠点施設。トレーニング室、多目的室を有し、健康づくりに関する各種事業や教室を実施する。

4　所管施設の概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）　面積単位：㎡

施設名	建設年	延床面積	管理状況
飯塚市保健センター	1994	799.00	直営
飯塚急患センター	2015	227.22	直営
飯塚市健幸プラザ	2015	627.00	指定管理

所管事務の概要（感染症対策室）

1　感染症対策室の組織（10 名）

感染症対策室長――主幹 1 名―― 主査 1 名―― 担当 8 名
※市民協働部長兼務　　（うち会計年度任用職 5 名）

2　所管事務事業の概要
（1）予防接種に関すること。
（2）感染症に関すること。
（3）予防接種健康被害調査委員会に関すること。
（4）結核の予防に関すること。

3　所管事務事業の詳細
（1）予防接種に関すること。
　定期接種で実施している各種ワクチン接種に関して、接種履歴の管理、医療機関との調整、接種勧奨等を行う。また、臨時接種として実施している新型コロナワクチンに関して、集団接種の実施、医療機関へのワクチン配送を行い、接種履歴の管理、医療機関との調整、周知等を行う。
　新型コロナワクチンに関して、個別接種促進支援事業を行う。

（2）感染症に関すること。
　新型コロナウイルス感染症やその他の新興感染症等の発生時には、保健所と連携し、必要な情報の収集、市民への周知を実施し、感染対策に必要な事務を行う。

（3）予防接種健康被害調査委員会に関すること。
　予防接種による健康被害が発生した場合、当該健康被害について、医学的な見地から必要な調査、助言を行うものであり、委員会事務局として必要な事務を行う。

（4）結核の予防に関すること。
　結核の予防について広報、啓発を行う。